

地域医療提供体制検討データ分析業務委託 事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域医療提供体制検討データ分析業務委託の実施に当たり、公募型企画提案方式による候補者の選定を適切かつ公正に行うため、地域医療提供体制検討データ分析業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 選定委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務仕様書の内容及び業務委託候補者選定の手続き等の決定
- (2) 業務に関する企画提案書の審査（プレゼンテーション審査）
- (3) 業務委託候補者の選定
- (4) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 選定委員会は、委員長及び委員4名をもって組織する。

2 選定委員会の委員長及び委員は、次のとおりとする。

	所属	職名	氏名	備考
委員長	山梨県福祉保健部	次長	大森 栄治	
委員	山梨県地域医療支援センター	副センター長	橋本 幸治	医師
委員	山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座	特任助教	内藤 慶太	医師
委員	山梨県福祉保健部健康長寿推進課	課長	谷口 順一	
委員	山梨県福祉保健部医務課	課長	清水 康邦	

(委員長の職務及びその代理)

第4条 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総括する。

2 委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(選定委員会の運営)

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 選定委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第6条 選定委員会の事務局は、山梨県福祉保健部医務課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 この要綱は、令和8年1月7日から施行し、契約締結の日に効力を失う。